

令和5年度第5回筑前町地域公共交通会議次第

開催日：令和6年2月26日（月）

時 間：14：00～

場 所：筑前町役場 301.302 会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) 「地域公共交通確保維持改善事業事業評価」 書面決議結果

4. 協議事項

(1) 筑前町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

(2) 交通不便地域の地域指定申請について

(3) 地域公共交通計画について

5. その他

6. 閉会

筑前町地域公共交通会議委員名簿

任期：令和5年4月14日～令和7年4月13日

会長：稲永 健太郎 副会長：柏原 徳行

【敬称略】

	区 分	所 属	役 職	氏 名	代理出席
1	筑前町長又はその指名する者	筑前町	町 長	田頭 喜久己	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	西鉄バス二日市株式会社	代表取締役	田中 昭彦	
3	一般乗合旅客自動車運送事業者	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部営業部営業第二担当	課 長	中島 将吉	
4	一般乗合旅客自動車運送事業者	株式会社甘木観光バス	代表取締役	池野 栄次	
5	一般乗用旅客自動車運送事業者	矢野タクシー株式会社	代表取締役	矢野 正洋	
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員		
6	一般乗用旅客自動車運送事業者	有限会社宮原タクシー	取締役	石井 厚子	
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員		
7	鉄道事業者	甘木鉄道株式会社	総務営業部長	上野 孝徳	
8	町民又は利用者の代表	区長会	会 長	柏原 徳行	
9	町民又は利用者の代表	筑前町シニアクラブ連合会	副女性部長	手嶋 光子	
10	町民又は利用者の代表	筑前町民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	後藤 玉枝	
11	町民又は利用者の代表	PTA代表	三並小学校 PTA会長	平田 孫寛	
12	学識経験者	九州産業大学	教 授	稲永 健太郎	
13	一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表	甘木観光労働組合	役 員	古賀 文紀	
14	関係行政機関	九州運輸局福岡運輸支局	支局長	傳 勝博	首席運輸企画専門官（企画調整担当） 井料 達己
15	関係行政機関	福岡県企画・地域振興部交通政策課	交通総務係長	田辺 好徳	
16	関係行政機関	福岡県朝倉警察署	交通課長	安部 洋平	
17	関係行政機関	福岡県朝倉県土整備事務所	地域整備主幹	古賀 宣浩	
18	関係行政機関	筑前町役場建設課	土木建設係長	蒲池 晴久	
19	その他町長が必要と認める者	筑前町社会福祉協議会	事務局長	池田 祐子	
20	その他町長が必要と認める者	筑前町商工会	副会長	前田 一夫	

区 分	所 属	役 職	氏 名
オブザーバー	筑前町	副町長	中野 高文
	株式会社 アイシン	グループ長	成岡 徹
	日本工営株式会社	交通都市部交通システムグループ 課長	津田 圭介
	日本工営株式会社	交通都市部交通システムグループ	荒尾 俊介
	筑前町教育委員会 教育課	学校施設・文化財係長	井浦 直洋
	筑前町福祉課	生活福祉係長	石橋さやか

事務局	企画課	課 長	亀田 美香
	企画課企画調整係	課長補佐兼係長	梶中 康江
	企画課企画調整係	主任主事	井上堅太郎

書面決議結果報告について

令和6年1月9日付で行った「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価」に対する書面決議は下記のとおり報告する。

令和6年1月24日

筑前町地域公共交通会議
会長 稲永 健太郎

記

委員総数	20人
○意見あり	0人
○意見なし	19人
○棄権	1人

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年 1月24日

協議会名：筑前町地域公共交通会議

評価対象事業名：R5年度地域公共交通調査事業(地域公共交通計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の公共交通に関する現況調査 ・地域住民のニーズ把握 ・地域の交通計画(案)のとりまとめ ・協議会開催 <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の資料を活用し地域特性や地域の公共交通に関する現状を把握した。 ・住民アンケート(64歳以下)、高齢世帯アンケート(65歳以上のみ世帯)の他、公共交通利用者のアンケートを実施し、利用実態や利用者のニーズ把握を行った。 ・筑前町における地域公共交通の目指す将来像や基本方針と目標について検討し、実現に向けた施策についてとりまとめを行った。 ・筑前町地域公共交通会議において、地域公共交通計画(案)について協議を行った。 	<p>A</p> <p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された</p>	<p>【補助対象事業名】 筑前町地域公共交通計画策定調査業務</p> <p>【基本方針】 方針①変わりゆくまちにあわせた、公共交通網の形成による定住促進 方針②多様な移動手段の共存、持続的な交通に向けた輸送資源相互連携による公共交通の維持 方針③適材適所、使い勝手の良い公共交通環境の整備促進</p>

筑前町地域公共交通会議設置要綱（改正案）

制定 令和5年筑前町告示第2号

改正 令和6年筑前町告示第 号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議するため筑前町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）町における公共交通のあり方の検討
- （2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- （3）町が行う自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （4）活性化再生法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施
- （5）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- （1）一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員
- （2）一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員
- （3）一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員
- （4）鉄道事業者
- （5）町民又は利用者の代表
- （6）学識経験者
- （7）国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- （8）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表
- （9）道路管理者
- （10）朝倉警察署長又はその指名する者
- （11）筑前町長又はその指名する者
- （12）その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の数及び選任）

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によってこれを定める。

（役員職務）

第5条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計監査を行う。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。

(書面決議)

第7条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「出席」とあるのは「書面決議に参加」と、前条第3項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

3 書面決議を行ったときは、会長は、その結果を速やかに各委員へ報告するものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者の中から会長が選任する。

3 幹事会は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

4 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議を行う組織として、運賃協議分科会を置くものとする。

2 運賃協議分科会は、第3条第2項第1号(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。)、第5号、第7号及び第11号に掲げる者をもって組織する。

3 運賃協議分科会において運賃等の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、筑前町特別職の職員等で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年3月22日条例第39号)に規定する額とする。

(事務局)

第12条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、企画課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、企画課長をもってこれに充てる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

国土交通省九州運輸局長 殿

住 所 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 3 7 3
氏名又は名称 筑前町地域公共交通会議
会長 稲永 健太郎

交通不便地域の地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 7ハ②(2)にかかると九州運輸局長の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

〒838-0298

住所 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 3 7 3

所属 企画課

担当者名 井上 堅太郎

TEL 0946-42-6601 FAX 0946-42-2011

E-mail kikaku@town.chikuzen.fukuoka.jp

交通不便地域の地域指定申請書（別表7 ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

1. 県・市町村名
福岡県朝倉郡筑前町
2. 指定を受けようとする交通不便地域の区域・概況
・赤坂、弥永、櫛木、栗田の一部、畑嶋の一部、吹田の一部、三箇山、四三嶋、曾根田の一部、砥上、三並の一部、三牟田、森山の一部は、半径1km以内にバス停、鉄軌道駅、海港、空港のいずれも存在せず、公共交通機関の存在しない、交通空白地域である。
3. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
2,673人（令和5年3月31日時点 筑前町住民基本台帳による） 赤坂 156人 弥永 267人 櫛木 25人 栗田の一部 354人 畑嶋の一部 98人 吹田の一部 115人 三箇山 83人 四三嶋 412人 曾根田の一部 277人 砥上 259人 三並の一部 374人 三牟田 105人 森山の一部 148人
4. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統概要
町内全域の公共交通空白地域を解消させるため、デマンド型交通を町の全域で始める。 甘木鉄道、西鉄バス、甘木観光バスへの接続となる。
5. その他特記事項

【添付書類】

- ・地図（指定を受けようとする地域、導入予定のフィーダー系統及び接続する幹線交通（バス路線、鉄道駅等）を記載してあるもの）
- ・その他参考資料

